

西東京市子ども子育て審議会傍聴要領

第1 趣旨

この要領は、西東京市子ども子育て審議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人の定員

会議の傍聴人の定員は、会議会場の広さ等を勘案して会議の会長が定める。

第3 傍聴人の決定

会議を傍聴しようとする者は、西東京市子ども子育て審議会傍聴届(様式第1号)に住所、氏名等を記入の上、受付担当職員に提出しなければならない。

2 傍聴人は、会議開催予定期刻の15分前から先着順で決する。ただし、会議開催予定期刻の15分前における傍聴希望者が第2で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

第4 傍聴席に入ることのできない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 会議の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帶びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

第5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等、会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- (4) 食事及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

第6 撮影等の許可

傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音する等の行為をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

第7 職員の指示

傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

第8 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第9 違反に対する措置

傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第10 委任

この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月16日から施行する。

様式第1号(第3関係)

年 月 日

西東京市子ども子育て審議会傍聴届

西東京市子ども子育て審議会傍聴要領第3第1項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

住 所

氏 名

電話番号

※会議中は、携帯電話の電源を切っていただけますよう、御協力お願ひいたします。